

令和4年度国立市生活保護行政等運営審議会

日時：2023（令和5）年2月21日（火）19：00～

場所：市役所3階 第4会議室

次 第

1. 開 会
2. 会長の互選（確認）について
3. 審議会の設置について
4. 令和3年度国立市生活保護行政等運営審議会答申を受けて
5. 国立市による次年度の取り組みについて
6. 各委員からの意見
7. 閉会

以上

【配布資料】

- 総括資料1 令和4年度生活保護行政等運営審議会（生活福祉担当）
- 別紙1 令和4年度 国立市福祉事務所 実施方針
- 別紙2－1 令和4年度援助方針会議
- 別紙2－2 援助方針会議提出資料
- 別紙3 令和4年度職場内外研修
- 別紙4－1 生活保護のしおり（令和4年10月改訂版）
- 別紙4－2 生活保護制度周知用チラシ
- 別紙5－1 家具什器費チェックリスト
- 別紙5－2 有料・サ高住入所前チェックリスト
- 別紙6 「令和3年度国立市生活保護利用者アンケート結果概要」（国立市・立正大学共同研究）についての発表
- 別紙7 物価高騰対策事業等について
- 別紙7－2 受験生チャレンジ支援貸付事業（図書カード画像）
- 別紙8－1 年末年始困りごと相談会 概要
- 別紙8－2 年末年始困りごと相談会（チラシ）
- 別紙9 事前打ち合わせまとめ
- 参考資料1 国立市生活保護行政等運営審議会条例
- 参考資料2 運営審議会設置の経緯
- 参考資料3 次年度の取り組みについて（令和3年度時点）
- 参考資料4 令和3年度国立市生活保護行政等運営審議会答申

次第1【開会】

○事務局 それでは、皆さんおそろいですので、これより令和4年度国立市生活保護行政等運営審議会を開会させていただきます。

国立市健康福祉部長が進行役を務めさせていただいておりますが、会長を確認され次第、会長に進行を引き継ぎたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、着座にて失礼いたします。

それでは、議事に先立ちまして、国立市長より御挨拶させていただきます。

－ 市長より挨拶 －

○市長 国立市長でございます。今日は風が強くて寒くて、役所に来ていただくことがはばかれるぐらいの天気でありましたけれども、申し訳ないのですが、このように御参集いただきまして、本当にありがとうございます。

そしてまた、例の一件の不祥事以降、国立市の生活保護行政が適正に運営されている形をつくるために、審議会委員の皆様には大変な御尽力をいただきました。この場をお借りして、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

その後、今度はその運営がどうであるのかということの評価をさせていただいて、御提言いただく、このような審議会として機能していただいているわけでございますが、行政のほうも「生活保護の基本のき」というマニュアルをつくることによって意識の徹底を図るということで、利用される方の権利をしっかりと守っていくんだ、そのためには何をしなければいけないのかということ肝に銘じながら、生活保護行政をやってきたつもりです。

また、恐らくこれは委員の先生のお力もお借りして、アンケート調査をやって、利用者本位の立場に立ったときに、ある意味で言うと、お金を介在して、権力的な関係性の中で生活保護行政が行われることのないように、どこにギャップを感じていて、何を改めなくてはいけないのかということも確認できるような努力もさせていただきました。

そうしているうちに、3か年以上にわたるコロナで生活困窮の問題とか様々な課題が発生してまいりましたけれども、今日も恐らくこの間の経過報告で色々な相談会の話などが出るとは思いますけれども、市行政としては精いっぱいやらせていただいたと思います。審議会委員の先生方から見れば、こういう点が足りないじゃないか、来年度以降、こういうところをよくして欲しいと、しっかりした御意見が賜われれば、国立の生活保護行政もさらにまた発展できる余地があるだろうと思います。

その意味で、時間は短いと思いますけれども、しっかりと評価をさせていただいて、御提言いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○事務局 誠に恐れ入りますが、市長はこれから別の公務がありますので、退席させていただきます。

○市長 これで失礼いたします。よろしくお願いいたします。

次第2【会長の互選（確認）について】

○事務局 それではまず、今年度から新たに委員となられた方の御紹介をさせていただきます。

委員は、平成30年度の調査検証委員会に参加されておりましたが、職務の御都合で、この間、委員

を御辞退されておりました。このたび、御承諾をいただきましたので、新たな委員として御紹介させていただきます。

先生、御挨拶をお願いいたします。

○委員 私は大学で組織や経営に関する話を学生さんにしております。福祉が専門ではありませんけれども、少し違う視点で参加できればなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございました。

国立市生活保護行政等運営審議会条例第5条第1項では、委員の皆様の互選により会長を選出することとなっておりますが、前年度の審議会では、こちらの委員が会長を務めていただいております。

また、会長が不在の際には、代理は別の委員に務めていただいております。

審議会の委員の任期は2年でございまして、特に御異議がなければ、このままお二方に会長、代理をそれぞれ務めていただきたく、お願いいたします。御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○事務局 ありがとうございます。では異議なし、といたします。

会長に一言御挨拶をお願いいたします。

○会長 よろしく申し上げます。

2019年からこの委員会ができて、かなりの期間がたっています。この間にコロナの問題もありましたけれども、国立市役所の生活保護行政が、少しずつ改善、あるいはよくなってきているような印象を持っております。今後も住民の方にとってよりよい生活保護行政が行われるように、この運営審議会に必要な御意見等を先生方から賜って進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、会議の進行役を会長に引き継がせていただきます。会長、どうぞよろしく申し上げます。

○会長 では、ここからは私のほうで議事の進行をさせていただきます。よろしく申し上げます。

会議に入る前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

－事務局より配布資料の確認－

総括資料1…令和4年度生活保護行政等運営審議会（生活福祉担当）

別紙1…国立市福祉事務所実施方針

別紙2－1…令和4年度援助方針会議

別紙2－2…援助方針会議提出資料

別紙3…令和4年度職場内外研修

別紙4－1…生活保護のしおり

別紙4－2…生活保護制度周知用チラシ別紙5－1…家具什器費チェックリスト

別紙5－2…有料・サ高住入所前チェックリスト

別紙6…「令和3年度国立市生活保護利用者アンケート結果概要」（国立市・立正大学共同研究）についての発表

別紙7…物価高騰対策事業等について

別紙7－2…受験生チャレンジ支援貸付事業

- 別紙 8-1…年末年始困りごと相談会概要
別紙 8-2…年末年始困りごと相談会（チラシ）
別紙 9…事前打ち合わせまとめ
参考資料 1…国立市生活保護行政等運営審議会条例
参考資料 2…運営審議会設置の経緯
参考資料 3…次年度の取り組みについて（令和 3 年度時点）
参考資料 4…昨年度の運営審議会の答申

次第 3【審議会の設置について】

○**会長** 次に、次第の 3、審議会の設置についてです。当審議会は、令和 2 年度の調査検証委員会から改組いたしましたことから、改めて本審議会の公開並びに会議録の取扱いなど、今後の会議運営につきまして、皆様の御承認をいただきたいと思います。

詳細については、事務局からお願いいたします。

○**事務局** それでは、本会議における取決め事項について事務局から御説明いたします。会の基本的な事項につきましては、参考資料 1、先ほど説明しました国立市生活保護行政等運営審議会条例に記載されているとおりとなります。また、委員会設置の経緯につきましても、参考資料 2 の運営審議会設置の経緯のとおりとなります。委員の皆様にご同意をいただきたいと思います点は、次の 4 点となります。

1. 会議は原則公開となること。2. 会議内容を録音して会議録として残すこと。3. 会議録は市のホームページ等にて公表すること。4. 会議中、記録のために写真を撮影することがあること。以上でございます。

○**会長** ただいま事務局から本委員会の取扱いについて御説明をいただきました。

御同意いただきたいと思います点が今の 4 点になるかと思いますが、御異議ございますか。よろしいですか。

（異議なし）

○**会長** それでは、この件については承認させていただきます。

次第 4【令和 3 年度国立市生活保護行政等運営審議会答申を受けて】

○**会長** それでは、次第 4 の令和 3 年度国立市生活保護行政等運営審議会答申を受けて、を事務局からお願いいたします。

○**事務局** それでは、配付いたしました資料に沿って、令和 3 年度国立市生活保護行政等運営審議会答申を受けて、について説明いたします。

総括資料 1 に沿って説明させていただきます。また、総括資料の説明の途中で別紙資料の説明をさせていただきますので、御承知おきください。

まず、総括資料 1 を御用意ください。今年の国立市福祉事務所の実施方針等について記載しております。実施方針で人権を擁護するということと、経済的な給付を正しく行うことと、健康で文化的な最低限度の生活を保障することを意識して、利用者さんの自立助長につなげることを目的として、生活保護行政を適切に運営するという形で取り組んでまいりました。

特にこちらに記載しておりますが、コロナ禍にあつて、訪問ですとか、直接利用者さんとお会いすることがなかなかできない状態がこの 2 年、3 年と続いておりました。ですので、今年度はまずは生活保護を受けている方たちの訪問に行つて生活状況を把握して、皆さんの困り事を把握し、支援して

いくということを係員に周知しております。

その上で、ケースワーカーが日々行っている事務処理がどういう意味を持つのか、生活保護制度においてどういう意味があって、この処理があるのか、そのことが利用者さんにどう影響するのかということ意識するように、私からも査察指導員からもケースワーカーに伝えてきました。

また、事務処理というところでは、ケースワーカー一人一人が仕事を抱えるという形ではなくて、係全体で仕事を進めていくということを日々心がけて、声をかけております。やはり人間には得手不得手がございますので、得意な職員がほかの職員の苦手な部分をサポートしたりといったことが自然にできるように、意識して声かけをしております。

今年度当初は、管理職が異動したり、職員が1名欠員でスタートしたというところもありまして、大変な状況でしたけれども、それぞれの職員が手を抜かずに頑張っておりまして、本日の会議でその点は見えていただいて、色々なことを教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○事務局 それでは、こちらのページに別紙1のとおりということで説明がございましたので、別紙1について説明させていただきます。

別紙1、国立市福祉事務所実施方針でございます。こちらは都内の自治体におきましては、必ず東京都に提出している各自治体の目標とか課題、また、振り返りをするような書類だと思っていただければと思います。ですので、冒頭国立市の地域的な説明から入り、組織体制について、また、今年度の重点目標をこちらのほうに記載してございます。

こちらの資料の中で、別紙9に飛んで恐縮ですが、別紙9におきまして、事前に各委員さんにこの書類を御覧いただいておりますので、関連する部分について御意見、御質問等をいただいておりますので、関連する箇所につきまして、その都度、説明させていただきたいと思ひます。

早速、別紙1の実施方針につきまして、何名かの委員さんから質問や御意見を頂戴しておりますので、説明させていただきます。

まず、別紙1の3ページの進行管理体制のところ委員より、人事異動等があった際の引継ぎについて、過度な業務負担が生じていないかという意見を頂戴しております。この点につきましては、ケースワーカーに人事異動があった場合は、引継ぎの事務が発生するのは必然であると認識しております。実際にこれをゼロにするのは難しいということは認識しているところでありますけれども、ケースワーカー業務の引継ぎについて、全部が全部、切りよく引き継ぐことは極めて難しいところでありますので、現実的には、ここまでやってあるということ記録として残していただいて、なおかつ、その進捗状況を査察指導員が把握して、それを把握するための過度な引継ぎ業務が発生しないよう努めているところでございます。引継ぎをするのも、引継ぎを受けるのもお互いさまであるという認識を持っていただきまして、仮に切りがよくない状態でも、ある程度で切り上げてもらうという説明をケースワーカーにしているところでございます。

続いて、同じく進行管理体制につきまして、委員より、ケースの管理に行き届かない部分を感じるのであれば、外部の知見を有する方にチェックをもらうような体制を考えてみたらどうだろうかという意見を頂戴しております。こちらの御意見、要望につきましては、大変よい方法であって、実際に事務量の軽減ですとか、外部からの客観的な御意見が期待できるというメリットを感じる一方で、外部の方に対する雇用の形態ですとか、報酬に関する課題、それに伴う予算の発生、また、個人情報外部の方に見ていただくという課題もございますので、そういった解決すべき課題があるところから、今後は委員の方々の御意見を頂戴しながら、実際に実現可能かどうかの検証をさせていただきたいと

考えております。

続いて、実施方針の4ページに参ります。委員より、昨年度の取組のうち、一部の課題が進んでいない原因はどこにあるのか、という御意見を頂戴しております。まず、この御意見につきまして、端的にこれが原因です、と申し上げることはできないですが、その一因としては、やはり業務量の事前の予測が非常に難しいという点があろうかと思えます。総括資料1の7ページは後ほど説明させていただきますが、物価高騰支援対策事業や、受験生チャレンジ支援貸付事業の図書カード配布事業等は、年度当初に想定していなかった事業でございました。この事業と進んでいない課題、どちらを優先すべきか、という選択の中でやむを得ず物価高騰対策のほうを優先させていただいたという経過がございます。

また、人事異動についても、本来であれば、経験の長い職員が順次異動していくということが望ましいことではありますけれども、市役所全体で想定外の異動とか、業務分担に混乱が生じたといったことが今年度も実際にごございました。

以上のような要因が考えられるところでございますので、いずれも事前に予測が難しい事象がございまして、対策はなかなか取りづらいという実情がございまして。

続いて、同じく委員より、一連の実施方針で内部監査のような仕組みはあるのかという御質問をいただいております。これまでの調査検証委員会に至る一連の不適正な事務処理を受けて、チェック機能という点に関しては、別紙1の5ページにあるような未処理BOX及び査察指導員の差配によるフォロー体制といった代表的な機能がございまして、そのほか、訪問予定リスト、訪問していないリストを配付するなどして、ケースワーカーと査察指導員が互いに訪問の状況を把握できるような体制を敷いております。加えて、5ページには記載しておりませんが、定期的に取りなければならない紙おむつやタクシーの要否意見書、また、入院中の方のリストをケースワーカーに随時配付するなどの対応をしております。こちらの一連の対応はあくまでチェック機能でございまして、監査であるかという、そうでないかもしれませんが、このチェック機能は実際に一定の効果を有していると認識しております。また、チェック機能を今後増やすということ自体、業務量や事務量の増加にも直結しかねないということがございまして、新たなチェック機能体制の導入につきましては、その効果と実際に増えてしまう事務量とバランスを考えながら、今後も導入については考えていきたいと思っております。

説明は以上でございまして。

○事務局 続いて、総括資料1の3ページ、令和4年度の取組みについて、最初に、人員体制について御説明いたします。

令和4年度の人員体制は4ページに表がありますけれども、総勢32名の定員でスタートしました。最初に申し上げたとおり、4月1日時点ではケースワーカーが11名配属される予定だったところ、1名欠員でスタートしております。こちらは本当に人事上の都合なので、定員自体は確保されておりましたが、5月1日に欠員補充されて、11名になりました。3科目主事がほとんどでして、10名が3科目主事で、社会福祉士の資格を持つ者は1名になります。査察指導員も3科目主事になります。その他、専門職支援員という形で、面接相談員、就労支援員、高齢者支援員、健康管理支援員、多重債務者等支援員、適正受給調査員と記載しておりますけれども、補足すると、健康管理支援員というのは、法制化された医療費適正化のほうの事業ではなくて、精神科通院が途絶えた人だとか、そういった方

に対する支援に入る職員で、精神保健福祉士を雇用しております。ただ、こちらにも退職があつて、4月1日時点で記載しましたが、高齢者支援員、健康管理支援員が4月には欠員でスタートしております。5月、8月にそれぞれ採用されました。庶務係には経理担当、医療扶助担当、介護扶助担当、債権管理担当2名、受験生チャレンジ支援貸付事業担当、事務補助という形で、9名の職員がいます。経理担当と医療扶助担当、庶務係長は正規職員で、以下、介護福祉担当等は会計年度任用職員という形になっております。

○事務局 こちらの点につきましては、委員より、子どもに関する専門員がないことの課題はないかという御意見、御質問を頂戴しております。子どもの専門員といいますと、具体的には教員ですとか保育士の免許の資格をお持ちの方になろうかと思えます。生活福祉の現場の感覚として申し上げますと、子どものことが議論に上がる頻度は、相対的な話で恐縮ではありますが、高齢の方ですとか傷病の方と比較すると、比較的少ないのではないかと、多くないのではないかとという印象を持っております。これは単に学齢児の生活保護の利用者の方の人数が少ないということもあろうかと思えますが、そもそも生活保護利用者の親御さんたちが子どもに関する相談をどこにしているのかということがあろうかと思えます。具体的には、子ども家庭支援センターですとか、子ども総合相談窓口「くにサポ」等が考えられます。今現在は、各ケースワーカーがそうした部署と連携して、課題の解決を図っている現状がございますが、もちろんこれをもって子どもの専門員が必要ないという結論になるわけではありませので、引き続き必要性については検証を進めてまいりたいと考えております。

4ページの説明については以上でございます。

続いて、総括資料に戻っていただいて、5ページ、令和4年度の取組みについて、②会議・研修等についてですが、昨年の答申で会議が多くなってしまったという御意見をいただいている、年度末に会議の在り方について検討して、体制の変更を行いました。また、コンプライアンス維持のための取組みについては、今年度も意識を強く持って、毎月の定例の係会議の場で必ず行うようにしております。研修については、係員にどんな研修を受けたいのかを聞いて、係員が自ら講師を探すということもさせていただきました。

続いて、③情報発信についてですけれども、委員の皆様にもその際にはお送りしましたが、生活保護のしおりの見直しを行いました。こちらは後で説明がありますが、一番大きいのは、しおりの見直しについては、ケースワーカーが中心になって行っております。管理職や査察指導員が中心になるのではなくて、ケースワーカー自身がいいものという形で考えて、いろいろな情報を集めて形をつくったものです。また、お配りしたA4簡易版のチラシについても、ケースワーカーがデザインなども考えて、手に取りやすいようなものということを意識して作成いたしました。その点の細かいところについて、改めて御説明いたします。

○事務局 それでは、5ページの上段に戻っていただきまして、別紙2-1、別紙2-2、援助方針会議についてですが、援助方針会議そのものは昨年度に新たにできたものでありますが、係の職員全員での開催はなかなか割く人員、現場の複数での対応もございますので、対応しきれないことがある関係で、多少のダウンサイジングといいますか、出席する人員を減らすという対応はさせていただいたところがございます。こちらは別紙2-1にもありますとおり、援助方針会議の前に打合せのような時間を設けて、「プレ会議」という名前と呼んでおりましたが、そちらについては廃止させていただいて、なるべく人員体制のバランスを取ったというのが援助方針会議の令和4年度の対応でございます。

続きまして、別紙3に進ませてもらいたいです。別紙3は、職場内外の研修に関する説明の資料でございます。上段が前年度の研修内容で、下段が今年度対応したところでございます。前年度からの変更点につきましては、記載のところが基本的には変更点でございます。毎年変わる内容としましては、研修の内容ですかね。特にスーパーバイズ研修のところでございます。毎回お招きする先生を変えています。昨年度で言いますと、生活困窮支援をするNPO法人の方や大学の先生をお呼びしたり、ということをしていただきましたが、今年度につきましても、例えば弁護士の先生をお招きしたりですか、また、生活困窮支援をするNPO法人の方をお呼びして、実際に当事者の方のお話を聞くなどして、体験談を交えた事例報告をさせていただいたところでございます。

別紙3につきましても、別紙9の委員の御意見、御質問で委員から、不適正な事務処理の記憶を風化させないことについて、新任のケースワーカーには検証委員会の報告書の概要を読んでもらうのがよいのではないかという御意見を頂戴しております。この御意見率直にとてもよいと思ひまして、ぜひ導入すべきと感じておりますので、人事異動があつて新人職員が入つた際は、早速、「きほんのき」資料に加えて、導入させていただきたいと思ひます。ただ、報告書がかなり分厚い資料でございますので、概要版という形にして、新任の職員も読みやすいような形で説明するのがいいのかなと考えているところでございます。

別紙3の説明は以上でございます。

続いて、別紙4-1、生活保護のしおりでございます。こちらは先ほど事務局から説明がありましたとおり、年度の当初に作成するという目標を掲げて、実際にケースワーカーが主体となって作成したしおりでございます。こちらにつきましても、複数の委員から意見を頂戴しております。

まず、委員より、誤解を与えかねない表現がある等の意見をいただいておりますので、こちらの構成につきましては、再度、しおりの見直しを行ひまして、第2版を作成することで調整を進めていくところでございます。

続いて、同じくこのしおりにつきまして、委員から、しおりの作成に当たつて、多方面から意見を募つたということであるが、どのような意見があつたかについて回答させていただきたいと思ひます。実際にいただいた意見を集計したわけではありませんが、10件近くの御意見を頂戴したと記憶しております。いくつか挙げさせていただきますと、憲法の生存権の条文に加えて、13条の幸福追求権も載せたほうがよいのではないか、また、生活保護申請時における調査において、扶養義務照会は生活保護の要件ではないことはもっと分かりやすく載せたほうがよいのではないか、また、「義務」という表現が少しきつい言葉に聞こえるので、例えば義務の代わりに、「守つていただきたいこと」というような表現に置き換えるほうがよいのではないか等の御意見を頂戴いたしまして、実際にこのしおりに反映しているところでございます。

別紙2、別紙3、別紙4の説明は以上でございます。

続いて、総括資料5ページの下段に「その他、ホームページから生活保護申請書類等をダウンロードできるようにいたしました」という記載がありますが、こちらにつきましても、委員から、ホームページでダウンロードができるようになったことについて、利用頻度等に関することで質問があつたことで回答させていただきたいと思ひます。ホームページでの公開につきましては、令和5年1月に実際にホームページに公開しているところでございますが、残念ながら、ダウンロードの件数などを集計しているわけではないので、どの程度まで利用されているか分からないという回答になってしまひます。しかしながら、生活保護利用者の全世帯に福祉事務所で配付する予定の「生活福祉だより」

に、このホームページが公開されていることを、QRコードもつけて掲載を予定していること、また、市のツイッターにおいても、しおりの内容や、別紙4-2のチラシを公開して、なるべく利用者の方、生活にお困りの方がこのようなページに届きやすいような環境を整えていくことが必要だと考えておりますので、こういった周知活動については継続していく考えでございます。

総括資料5ページについては以上でございます。

○事務局 続いて、総括資料の6ページになります。昨年度の答申を受けて、取り組むべきことと削減すべきことを意識するということが記載しました。まず、組織目標として、訪問を促進することは先ほど申し上げましたが、訪問は当然時間もかかるので、ケースワークに注力する分、事務に取り組む時間は限られてしまうということがあります。そこで、いろいろ業務システムを活用して、チェックリストなどをつくって、事務が効率的に進められるよう意識をしました。こちらはその後、別紙5-1と5-2という形で御説明させていただきます。

⑤として、できないということの合理性、原因に向き合うことと昨年度の答申でいただいています。この点については、係会議等を通して「終わらない」、「ミス」という表現を使わないように意識しています。管理職や査察指導員のほうが、終わっていない成果物を出して、間違えたら教えて、という形で係員に伝えていくと、係員が言い出しにくくなってしまうので、そのような言葉を使わないようにし、終わらないことが悪いことではない、得意な人にやってもらえば終わる、困ったときはお互いさまであるということを日々言うようにしています。そういったことで、職員同士で声を掛け合っているので、いい雰囲気が出てきたと思っております。当然、得手不得手については、身近で見ている査察指導員が把握をしているので、かなり査察指導員からも、この職員が困っているから、この辺りを手伝ってという言葉がけをして、なるべく職員が1人で終わらない、どうしようとたまらないような形で、組織全体でサポートができればなと意識しております。

○事務局 6ページの上段に戻らせていただきまして、別紙5-1、別紙5-2の説明でございます。こちらは昨年度の運営審議会で使用させていただきましたけれども、「チェックリストの活用」を実際に形にしたものでございます。主に新任のケースワーカーのための書類ではございますが、初めての職員も、このようなところに気をつければよいのか、どのようなころを書けばいいのかということが分かるように、なるべくマニュアルに近いものではございますけれどもチェックリストを作成しましたという一例でございます。

6ページの説明は以上でございます。

○事務局 続いて、総括資料に戻って、7ページになります。今年度の取組みとして、生活保護のしおりの見直しのほか、以下の取組みを行いました。先ほどもお話がありましたけれども、まず、進行管理体制の見直しというところで、今日、資料としてお出ししているチェックリストだけではなく、訪問の計画であったり、実際に訪問に行けていない方のリスト等を定期的に毎月1回、ケースワーカーに配付して、併せて査察指導員にも渡して、査察指導員とケースワーカーで、この人は行けていないですとか、逆にこのケースワーカーは訪問ができていないという状況を組織で把握できるように致しました。また、先ほどもお話がありましたけれども、生活保護の中で、タクシー代を支給しなければいけないとか、医師の要否意見書という書類を使用することがありますけれども、そういった期限のチェックをシステムで行うようにして、月に1回、この方の意見書の期限がもうすぐ切れそうなのでというのをケースワーカーに配付して、ケースワーカーが忘れることのないようにしています。同じように、入院が長く続くと、生活保護の支給基準は変わってくるものですが、こちらでも入院

が2か月過ぎた方をリストアップして、そちらもケースワーカーごとに配付して、基準の変更が漏れていないかなというのをチェックしてもらっています。今言ったようなことができていないと、後日、保護費の返還となったり、支給すべき時に支給ができない、というようなことにつながるので、以上のようなことをやってきたことで、実際にトラブルは非常に減ってきたと感じております。

また、記載にありますけれども、利用者アンケートの結果報告会を、委員長にも来ていただいて、全庁的な職員研修会という形で実施しました。そこには、市長、副市長も来ていただいて、あと、市議会議員の方も何名か参加して、アンケートの結果などのプレス発表も行いました。

③は、後ほど御説明させていただきますが、GPS機能のある防犯ブザーを導入しました。

④の物価高騰支援対策事業は、後ほど細かく説明させていただきますが、生活保護を受けている方全世帯に一律で保護費に上乗せして3,000円支給しました。

⑤ですが、生活保護には直接関係はありませんが、我々のほうで所掌しておりますので、記載していますが、受験生チャレンジ支援貸付事業というものがあります。一定の所得要件がありますけれども、受験生の方、中3・高3生に塾代の貸付けをする事業なのですが、その対象者の方に図書カードを一定額お渡ししました。

⑥生活者等物価高騰対策事業ということで、物資、食料品であったり、日用品であったりを市で購入して、お困りの市民の方にお渡しできる体制を整えました。こちらも後ほど別紙で説明させていただきます。

○事務局 それでは、このページで別紙6から別紙8が出てきましたので、連続して説明させていただきます。

まず、別紙6は、今、事務局から説明がありましたとおり、5月23日に発表会を実施させていただきました。多くの方に出席いただいたところでございます。細かい調査内容につきましては、かなり質問事項が多いので、割愛させていただきますけれども、実際に生活保護のしおりの見直しを行って、利用者向けのアンケートをつくりますということをここで宣言しまして、別紙4-1のとおり、形にしたという経過がございます。

続いて、③のココセコムの導入につきましては、資料はございませんけれども、GPS機能がある防犯ブザーということで、訪問時に何事もないことがもちろんいいのですが、危険なことがあったときに、すぐ通報できる体制で、位置情報が検索できるシステムを導入しているところでございます。

続いて、別紙7につきましては、物価高騰対策事業等についてということで、①、②、③と3つの事業が書いてありますが、①物価高騰分支援費は3,000円の上乗せ支給でございます。

②受験生チャレンジ支援貸付事業対象者への図書カード配布事業は、言葉で説明しても分かりにくい部分があるかなと思ひまして、別紙7-2に写真を添えております。このようなお手紙を添えて、受験生に合格おめでとうという思いを込めて、もらったうれしいと感じられるようなお手紙を作ったところでございます。

続いて、③の物価高騰対策事業につきましては、別紙8-1、8-2が1つの例でございまして、年末年始に困りごと相談会というのを、市が主体ではありませんけれども、行うということについて、市が後ろから援助する後援という形で、物資の提供であったりとか、人員のお手伝いであったりとか、机とか椅子の準備であったりとかをお手伝いしたところでございます。別紙8-1にもありますとおり、時間としては2日間でそれぞれ3時間程度の会ではありますけれども、延べ相談件数124件と、困りごと相談会としては非常に多く来ていただいたのかなという印象を持っております。

あと、物価高騰につきましては、補助金の予算がつきまして、困りごと相談会に限らず、お困りの方に対しまして、国立市役所内の食料の備蓄を増やしたり、その他、NPO法人さんで不足している物資、例えば女性用品、トイレトペーパー、パックの御飯など、そういったものを必要なときにすぐお出しできる体制を敷きました。お困りの方は必ずしも生活保護の方に限らないので、生活困窮という枠で支援を実施しているところでございます。

別紙6から別紙8-2についての説明は以上でございます。

○会長 なかなか分量の多い説明でありました。

では、先生方から御質問、御意見をここで伺いたいと思います。

最初に私のほうからよろしいですか。総括資料1の4ページにケースワーカーが11名とありますけれども、標準数だと12名とありましたよね。現在、ケースワーカーで一番多いワーカーは担当を何世帯持っているのですか。

○事務局 100世帯に届かない程度です。

○会長 単純計算すると、8世帯から9世帯、上乘せになる形ですよ。

○事務局 そのような状態です。

○会長 どの自治体も人員のやりくりは苦労しているかと思いますが、人事当局は標準数が欠ける状況について、どういう説明をしていますか。

○事務局 年間を通して、人員の要求はしているところです。こちらのほうでこういった審議会もありますし、我々のほうでも同じことが起きては困りますということで、私も部長からも定員管理部門と人事異動を所掌する部門に話はしています。庁内全体の職員数のことがあって、なかなかかなわないという部分もあるようです。

○会長 職員が大変な状況というのは、どの自治体でも定数削減でそうだと思いますが、やはり生活保護は生存権に関わることと、70世帯ならば事件が起きないということではないけれども、少なくとも標準が80世帯と言われている以上、過去の事案、調査検証委員会ができた経過も含めると、やはり標準世帯数は守った上で、さらに内容的に改善もするということが必要ではないかと思うので、そこはきちんと詰めていただきたいと思います。まず人がいないと、ほかの人手をどうこうしても、これは仕方がないかなという印象を持ちました。

あとは委員の方から御意見、御質問をお願いいたします。

もう一つ、私のほうからいいですか。別紙2-2、援助方針会議提出資料があるかと思いますが、これは手書きですか。

○事務局 書式がありますので、そのときはワードを使用しています。

○会長 そうすると、その都度、ケースワーカーは、入力作業をしなければいけないわけですね。

○事務局 そうですね。

○会長 それは手間ではありませんか。

○事務局 援助方針会議につきましても、今回、ダウンサイジングをしたという経過はありますが、経験の長いケースワーカーについては、自分なりに援助方針が立てられますが、新任の方は立てづらいという差のあるところですので、全ケースワーカーが必要なのかというところは今後考えていきたいというのは今課題として残っているところです。

○事務局 実際のところ、援助方針会議で使用了資料は援助方針会議後に課長補佐、管理職に決裁でそのまま回ってくる形になっております。会議には私も課長補佐も出ておりませんが、資料の書き

方もケースワーカーの経験によってかなり内容が変わってくるので、その在り方については、今年度末にもケースワーカーと来年度に向けてという会議をする予定なので、そこで議論していかなければと考えています。

○会長 必要なものだと思いますけれども、作成自体が負担になると、やりたくなくなってしまいます。事案によっては援助方針の課題によって、2から6まで内容に濃淡が出てきますよね。そこが課長おっしゃるように、ベテランであれば容易にできるけれども、そうではない、まだ経験が浅い方ですと、その濃淡ができないので、全部濃くなってしまふ。そうすると、少し負担になるのではという印象を持ったところです。

では、委員の方、お願いいたします。

○委員 人員体制のところについてですけれども、私もこれは結構深刻だと思っています。行政サイドの中で必要、不要を言い始めると、何が必要かという話になりますけれども、ただ、そうはいっても、やっぱり優先順位をつけなくてはいけなくて、生活保護の給付行政の側はやはり生命や心身の健康に関わるという意味では、かなり重大性が高いと思います。しかも、その給付が違法になったり、63条返還や78条になってくると、甚大になってきますけれども、そのあたりが不適正だと、かなり生活に直結するという意味においても重要な問題で、その適切性確保というのは、ほかの分野と比べても、かなりびりびりやらなくてはいけないところだと思っています。なので、人手不足はよくよく承知しているところですが、誤解があるかもしれないけれども、人を少し余分にとというか、ダブつくぐらいでもいいぐらいだと思うのです。

先ほど国立市の組織図とかを見てみて、何が不要かと言われても困りますけれども、ただ、一番重要なところであることは間違いないと思うから、そこに人を割かないで、なにに割くのかというところがあって、優先していただきたいなと思っています。

○会長 ありがとうございます。

○委員 全体的にこういう会議があるということもあると思いますけれども、改善に向けていろいろ努力をされているということが非常に分かって、うれしく思います。特に生活保護の申請書をダウンロードするというのは、なかなか他で聞かないし、いまだに申請書をなかなか出してくれないところもあるという話を聞くぐらいなので、それができるといのはすごい取り組みだと思ったところもありました。

今、研修のところで、前の研修でいろいろと取り組みをされているということで、職員さんの希望を聞きながら、それぞれの職員さんのニーズに合った研修をしようということは非常に良いと思いますけれども、もう1点、もし可能であれば、外部研修の推進ができないでしょうか。この間、査察指導員の研修会がオンラインでありまして、私も参加させていただいて、参加してすごく勉強になったなと思いました。外部の研修会に参加できるような、例えば自分が働いている職種に関わる外部の何らかの研修会に、3,000円とか5,000円までは参加費を援助するとか、研修を推進していけると、職員さんの専門性とか、やりがい、仕事のしがいということにつながっていけるのではないかと思います。

別に生活保護のケースワーカーだから、生活保護の研修会に出なくてもいいと思います。例えば精神疾患の利用者の方がいるので、カウンセリングの研修会に参加したいとかでもいいかもしれないし、ある程度仕事に関わってはいるけれども、その分野であれば、時間的に参加できるように都合をつけるとか、一定の参加に対する半額補助でもいいかもしれないですけれども、そういった取り組みをする

ことによって、それぞれの職員さんが専門性の高い仕事ができるのではないかと思います。

○会長 いかがですか。

○委員 私は久しぶりに参加させていただきましたが、再発防止のための仕組みづくりといたしましうか、外部の意見を取り入れたり、アンケートを取るということもそうですが、よくやられていらっしやるという印象です。

別紙1を拝見しますと、今後の改善に向けた気づきとして、課税調査や住民登録外の方への対応がうまくいかなかった等、恐らく条件が少し変化した時に、変わったときに、申し送りがスムーズにいかなかった事例が若干報告されていました。これについては、スムーズに行かなかった原因、例えば、組織の管理体制なのか、伝達経路でのコミュニケーション不足なのか、あるいは、そもそも人が足りず、一部の人に過重になっているのかを検討されると良いと思います。担当者の意欲やモチベーション頼みになっているのであれば、安定的な供給を期待される業務では、どこかで無理が生じると思います。検討の結果、改善において人の補充が必要であると共有されたら、それを強く求めていくことをやるべきと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。

先ほど委員がおっしゃっていた総括資料1の5ページのダウンロードの話ですが、申請書がダウンロード作成されたものかどうか分からないというお話があったところです。住民が申請書を自由に入手しやすくすると、例えば窓口で置くと、事務量が増えるのではないかと不安を持っている自治体が少なくないように思います。それが事実かどうかというのには分かりませんが、例えばダウンロードした申請書であることが分かると、実はホームページからダウンロードできるものにしても、事務処理が無用が増えるわけではないということが、検証をできるわけです。これは全国への大きな発信ですね。そこをお考えいただくと、全国の生活保護行政をリードするいい形ではないかと感じた次第です。

では、時間もありますので、また御意見があれば続けてということでもよろしいでしょうか。

次第5【国立市による次年度の取り組みについて】

○会長 では次に、次第5の国立市による次年度の取り組みについてお願いいたします。

○事務局 それでは、総括資料の8ページ、令和5年度に取り組むべき課題ということでまとめてあります。

まず、業務効率化の推進を図りたいと考えております。法第77条の2及び法第78条に係る強制徴収公債権の仕組みづくりという形で書いておりますが、端的に言いますと、保護費の63条返還であったり、78条徴収が発生したときに、保護費から天引きをして返還金に充当できるという仕組みづくりをしていければと考えております。こちらは返還を無理やりさせたいというよりは、受給者の方で毎月払いに行くのが大変で、毎月引いてくれたほうが楽だ、という御意見が実は法律改正の以前から結構——特に御高齢の方ですと、毎月銀行に行って納付書で納めるというのは結構大変で、そういった御意見をいただいていたこともあって、ここは進めていきたいと考えております。ただ、こちらを進めるに当たっては、今の業務システムと債権管理のシステムが対応していないので、多少見直しをしなければいけないということがありまして、来年度はそこに取り組んでいきたいと考えております。

次ですが、査察指導員向け、管理職向けのマニュアルの整備をしていきたいと考えております。現在、記載にあるとおり、査察指導員も管理職もたまたまケースワーカー経験がある職員がそろって

るという状態ですけれども、当然、人事上、全然経験がない方が配属されることもあり得るので、そのような場合に、どういうところに気をつけていけばいいのかということが最低限分かるようなマニュアルを作成できればと考えております。

また、こちらは国立市単独のお話ではないですが、システム標準化への準備を考えていかなければなりません。令和5年度に医療扶助のオンライン資格の確認というのが始まりますけれども、そちらのシステム改修であったりとか、令和7年度、国のほうで業務システムの標準化をしようと言っていますので、そちらについて、システムの改修であったりとか、調達という項目が入ってくるので、こちらもやっていかないとならないなと考えております。

また、健康管理支援事業の拡充です。現在、法制化されてから、生活保護を受けている方の医療データの分析をさせていただいておりますけれども、その上で、庁内の正規職員の保健師が週2回来て、健康管理支援事業という形で、受診行動の適正化、頻回受診であったり、どちらかという受診が途絶えている方の指導のほうで国立市は多いですけれども、そういったことを今行っております。ただ、それだけですと、生活保護を受けている方の傾向があまり分からないと思ひまして、国民健康保険の被保険者の方のほうでも医療費の適正化事業をやっているのでも、そちらの事業のデータと生活保護の事業のデータを併せて活用できるような仕組みをつくらうかと考えております。実は来年度、令和5年度でもやりたいと考えていますが、予算上、いきなり令和5年度はスタートができないので、令和5年度中に庁内の調整をして、こういった仕組みがつくれれば、令和6年度にスタートできるように、令和5年度中に検討しようかと考えております。

そして、③で利用者向けの生活保護のしおりの作成と記載しましたが、本来、こちらは令和4年度中に生活保護のしおりの見直しが終わった後、下半期に利用者さん向けのしおりを作成する予定でしたが、先ほどの説明でもあったとおり、物価高騰支援といった事業のほうにどうしても時間を取られてしまって、これについては持ち越したという形になりますので、令和5年度に利用者さんが使いやすいような、どういう支援が受けられるかをまとめたものを作成しようかと考えております。こちらについては持ち越しましたが、今年度の先月、今いるケースワーカーに集まってもらい、しおりの見直しと同じようにプロジェクトを組んで、こういうものを入れたらいい、という課題出しのところまでを今やっているところです。来年度は実際に作成に向けて動き出そうかと考えております。

以上になります。

○会長 まとめはいいですか。

○事務局 まとめとして、9ページに記載させていただいております。書いてあるとおりですが、平成30年に不適正な事務処理が判明してから既に5年が経過しております。ケースワーカーも、この事案自体を知らない職員がかなり多くなっております。発生して、回復処理をしているときに採用された職員が今ベテランという形で、あのとき、大変だったなということを覚えている状態になっています。どうしても職員の入れ替わりがあつて、意図しなくても、効率化のために必要な業務を削ってしまうことがあるので、そういったところは過去の記憶を風化させないことがすごく重要だと考えております。その上で、係会議でのコンプライアンスの維持の取組みであったりというのは継続していかなければいけないと考えておりますし、審議会についても、毎年こういった形で年に1回見ていただくというのは、今年はどういうことができなかつたですとか、ここまで頑張れた、ですとか見直しがきちんとできるので、引き続き御協力いただければと考えております。

以上になります。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございますか。

○委員 8ページの徴収の話については、ある意味で警戒心を持っていて、自動振替というか、天引きにしてしまえば便利ですけども、他の自治体の例とかを見ていると、保護開始時に天引きの包括的承諾書のような書類を取ってしまって、いきなり予想もしなかった月からどんと引かれているという例を見ないわけではなく、ずっと（現在の）課長さんと課長補佐さんがいるならいいと思いますけれども、異動があるということを前提にすると、システムだけが残って、趣旨と違う方向で使われないうちも限らないので、別にこれは反対という意見ではないですけども、やっぱり個別の同意が必要で、かつ、差し引く金額は、今の分割納付も同じですけども、どこまでも無理がない金額にしておくべきと思います。

もうひとつ申し上げると、記憶の風化とかのところにも関わりますが、ひとつは今の話と一緒に、異動することは避けられないので、異動するにしても安定して運営できるような仕組みづくりは大事だと思いますが、これも理想を言えば、キャリアシステムとして、経験とか知見を持つ方はとどまれるようなシステムにしないと、どうしても役所はジェネラリストというか、あらゆる部署で対応できて、らせん状に昇進していくところがあると思いますけれども、全員が全員、それをやっていると、基本的な行政作用の質が保たれなくて、結局違法なことを無意識にやってしまうところにもつながりかねないので、ある程度、経験者を残し、その道でやっていく人がきちんと受け継いでいくような仕組みが必要だと思うのです。これは役所全体に関わる問題なので、難しいのは承知で、あえて言いますが、やはりそのあたりを考えないと、ほかの部署もかもしれませんけれども、国立市の行政の質が保たれないし、保つだけではなくて、よりよくするという意味では、結構難しい問題なのかなと思いました。

○会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがですか。

では、私のほうから。今、委員がおっしゃっていた強制徴収公債権のことですけども、厚労省が通知を出していると思いますが、法令通知集に載っている。あれを見ると、かなり丁寧に書いてあって、返還額についても、生活状況を見てどうこうとか、本人の撤回の申入れがあったら、撤回することとか、今、委員がおっしゃったように、いつの間にか自治体で独り歩きしてしまって、より問題のあるような対応が出始めている。やはりそこですよ。そこをどう防止するかということ踏まえて行っていないと、少し危険かなという懸念はあります。放置しておけばいいとは思いませんけれども、ぜひお願いしたいと思います。

○事務局 今のお話ですけども、来年度の取組みという形では記載しましたが、今年度の下半期の組織目標には入れてありました。先ほど申し上げたとおり、そこができないところで間を置いたということがあったので、来年度に向けて、債権管理担当の職員と我々管理職、課長補佐、あと、経理部門の職員とで先日打合せはしていて、その場で私のほうから、先ほど委員がおっしゃった、申請時から（強制徴収公債権の）同意書を取っているという事例を話して、国立市では（申請時に同意書を取るということは）やらないで進めていくと。これをやってしまうと、相談者は生活保護を申請する気もなくなってしまうから、そういうことはしない、そういう仕組みはつくらない。それは債権が発生したときに、丁寧にケースワーカーがするというところで、一旦、そこは組織内で意思統一を図ったところですよ。

○会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。

○委員 今のお話で、結局、分割払いをするときに、一緒に書面ではないですけども、天引きが嫌だったら、いつでも辞退できるとか、分割金額に無理があるなら、すぐ相談してください、というのが必要で、私も結構相談を受けるのが、分割金額は無理と言ったけれども、この金額でないと行政側が受け入れられないと突っぱねられて、言ってもらちが明かないからやっていますとか、実際に始めてみると苦しいから相談してみたけれども、約束だから守るように言われたとか、そういう相談が多いです。だからスタートの時点で気を配るのも必要ですし、分割納付している方については、無理がないかケアを必ずするような対応があつていいと思います。

○会長 ありがとうございます。

では、いかがですか。

○委員 しおりを見直すとか、新しくつくるというので、実際、利用されている方の自立のための支援とはなっているかもしれないですけども、しおりの中とかに利用者さんに伝わるような表記で啓発しておいていただくのもいいと思います。

○会長 そうですね。しおりに入れておくといいかもしれません。ありがとうございます。

では、よろしいですか。

次第6【各委員からの意見】

○会長 では次に、次第6、各委員からの意見となります。これまでの事務局の説明、配付された資料を御覧になって感じたこと、御意見があれば、いただきたいと思います。

では、委員からよろしいですか。

○委員 全体的にしおりができたりとか、生活保護は権利です、というチラシができたりとか、先ほども言いましたけれども、申請書のダウンロードができるようになったり、研修のシステムが軌道に乗っているということだったり、生活保護の行政の運用の中で、あつたらいいと思うことが徐々にできています。実際にこういう形に職員の皆さんでつくっておられて、実現されているということについて、非常によい取組みをされていると思います。もうひとつ、職員が1人でやる仕事ではなくて、組織全体でやる仕事だから、皆で協力してやってくということをおっしゃっていました。私もそうは思いますけれども、実際にそう声をかけてくれる人がいなかったりすることも多いと思うので、そういう意味でも非常によい組織づくりになってきていると思いました。

それでもまだ職員の体制の問題とか、先ほどおっしゃっていたように、利用者向けのしおりの作成とか、まだ残されている課題はあるとは思いますが、課題が明確になっているという意味では、取組みがしやすいといえますか、目標ははっきりしてきているという意味で、このまま御尽力いただきたいなと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、次の委員、お願いいたします。

○委員 国立市の福祉事務所は、多摩地区の市町村の中では優れていて、弁護士会でやる研修会とかでも、国立市の資料を見てもらうことをやっているぐらいなので、本当に国立市の福祉事務所はこんなに頑張っている、というのをもっと発信して、これがカッコいいんだ、となれば現場のケースワー

カーもやりがいがあるし、そうなれば、素朴な励みになるし、それがまちの魅力だとなってくれば、国立市は小さい自治体ですけれども、もしかしたら就職したいという人も、市職員としていい人が来るかもしれないし、そうしたら好循環が生まれるかもしれない。国立市の福祉事務所で働きたいという人が来たらとてもいいことだと思うので、内側、外側、両面をもう少し発信できたらと思いますけれども、生活保護行政を頑張っていますと言っても、市長さんの的には受けないのかもしれないので、私は発信してほしいとっていて、私自身は微力ですが発信しているので、頑張してほしいと思っています。これが1点です。

あともうひとつは、別の委員もおっしゃっていましたが、意欲とか頑張りじゃどうしようもない部分もあるから、人をちゃんと確保してやってほしいというのは繰り返し言っていることです。

あともうひとつ、課長補佐さんに御紹介いただいたことに少し補足すると、外部の人を入れたらどうかと私が事前に言ったのは、知り合いの弁護士が児童相談所の非常勤職員をやっている、週1回、半日ぐらい勤務して、ケース記録を全部チェックして、そうすると、現場の職員だと気づかない視点があって、これはやっていますか、あれはやっていますか、これはこう進めたいのではないかと、ということをやっていると言っていました。もちろんそれはケースの数の少なさもあるし、弁護士の能力の高さもあるので、どこでもできるというわけではないですが、それをやることで、職員さんは、聞いたら、この情報を収集すればいいのかとかと言っているらしいので児童虐待のケースと生活保護は違いますけれども、ケースを動かしていくという意味では、中で人が足りないのであれば、外の人をどうか、という話を少ししてただけです。もちろん事務局がおっしゃったとおり、予算の問題もあると思うので、ひとつのアイデアとしてという意見です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、次の委員、お願いいたします。

○委員 この資料のまとめなどから大変だったのかなと思いつつ、取組みの進展を今日は見させていただいて、ありがたいなと思っています。

私も委員がおっしゃるように、国立の福祉事務所が元気にやっている姿を見ていると、とても理想的だなと思いつつ、そうはいっても、日々の支援はそんなものではない状況の中で、ケースワーカーさんたちが一生懸命業務に当たってくださっているところはまず敬意を表しつつ、ここの審議会での議論というのは、現場のケースワーカーさんたちの業務が少しでもいい流れに後押しできるように機能できたらいいと思います。

それから私、先日、精神科病院の学会に仕事で行ってきたのですが、ある自治体は、医療機関のケースワーカーがさっきおっしゃったような委託で、地方でしたが福祉事務所の健康だとかの専門医のような形で、自治体から委託を受けて、精神科のソーシャルワーカーが出向という形でケアに当たっている自治体があるという話を聞いて、そんなことができるのか驚いたこともありました。何かいろいろな方法があるのかなと感じたというか、知った機会でしたので、ここで共有させていただきます。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

では、次の委員、お願いいたします。

○委員 私は先ほど感想めいた発言をしたので、特に付け加えることはないのですが、組織として既によく取り組まれていて、改善し、維持をしようという姿勢を取られています。機会があれば、他の自治体と情報共有できるチャンネルがあると良いと思いました。例えば、マニュアル等を作成する際

のコツをいただく、逆に、こちらが他の自治体に良い情報提供をすることもできそうです。研修等で他自治体とのネットワークをお持ちの方をお招きして、こちらの取り組みを共有できると良いかもしれません。

○会長 ありがとうございます。

では、最後に私から意見を申し上げたいと思いますが、1つは、別紙6に私と国立市がアンケート調査を行った概要があります。内容等が実は少し事情があって、全部載せることはできなかったのですが、これは改めて考えたいと思っておりますが、保護を受給してよかったと思う方が78%、あるいは、就労支援で働いてよかったと思う人が89%おりました。ですから、そういう意味では、国立市の保護を受けている方にケースワーカーの頑張りが届いているのではないかと感じているところです。

もう一つは、今回の審議会の課題にもなりますが、ケースワーカーの方が上司等からではなくて、自分たちで職場なり仕事をつくっていくという姿勢がやはり大切だと思います。どんないいものでも、人からやれと言われるのは嫌であって、やはり自分たちで考えてやっていきたい。この姿勢をつくる必要があると思いますが、国立市はきちんと生活保護行政を見ている、支援している、ということが職員に分からないといけないのではないかと思います。そういう意味では、もう蒸し返しませんが、人員問題についてもそうですし、そこをきちんとやっていただければと思います。

以上、感想ですけれども、感じた次第です。

では、今、私も最後に申し上げましたが、各委員からの御意見を聞いて、委員の先生方、事務局への質問とか補足意見があればお願いしたいと思いますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

では、様々な御意見ありがとうございました。

以上が本運営審議会としての意見ということで、事務局でまとめていただくことでよろしいでしょうか。

○事務局 本日は、お忙しいところ、お時間いただき、誠にありがとうございました。

本日の御意見をまとめ、委員の皆様へお示しできればと考えております。その際に何かお気づきの点がございましたら、御意見いただけると幸いです。

以上となります。

○会長 では、これをもちまして本日の議題は終了いたしました。本日はどうもありがとうございました。これで散会にしたいと思います。